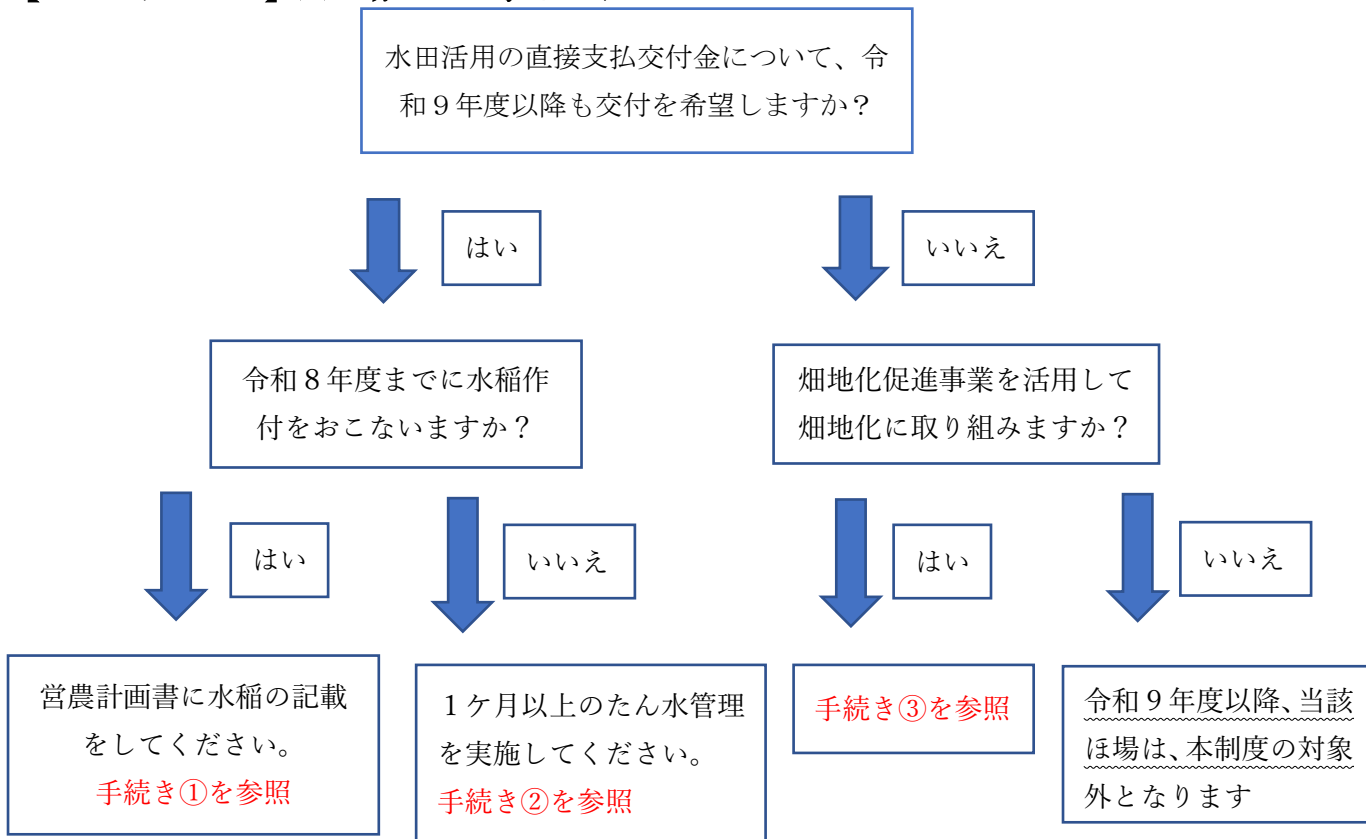


水田活用交付金の対象水田の対応について

令和8年度までに、過去5年間一度も水張りが行われていない水田は、**令和9年度以降に水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外されます**。除外されるまでの残り2年間は、所有・耕作している水田を今後どのように活用していくのかを決め、動きだしていただく必要があります。

以下に、フローチャートを作成しましたので活用してください。

【フローチャート】※ほ場ごとに考えてください



【手続き】

① 令和8年度までに、対象水田に水稲作付を行う方

当該期間中に対象ほ場にて水稲作付を行ってください。営農計画書に記載していただき、協議会等による現地確認で判断します。手続きは不要です。

② 令和8年度までに、たん水管理をおこなう方

深谷市ホームページに掲載されている「たん水管理作業計画水田一覧表」を入水2週間前までに市農業振

興課まで提出してください。記載されたほ場を現地確認します。たん水開始後とたん水1ヶ月後の満水状態の写真2枚の提出をほ場ごとをお願いします。

③ 畑地化促進事業を活用して畑地化に取り組む方

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む方は、下記の支援が受けられます。ただし、一度畑地化し交付金を受けた水田は、今後水田活用の直接支払交付金の対象となることはできませんのでご注意ください。

【畑地化の要件】

- ① 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
 - ② 隣接した農地で、概ね団地化を形成していること
 - ③ 前作において、主食用米、戦略作物、産地交付金等の対象作物が作付られていること
 - ④ 取組開始から5年間継続して高収益作物又は畑作物（高収益作物以外）を作付けすること
- ※その年の要望調査に必ず応募してください（令和7年度分は令和7年2月10日締め切り）。
- ※採択制となるため、必ず希望がとおるとは限りません。
- ※詳細は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5 万円/10a	2 万円 (3 万円) /10a×5 年間【分割】 もしくは 10 万円 (15 万円) /10【一括】 a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、子実用 とうもろこし、そば等)	10.5 万円/10a	2 万円/10a×5 年間【分割】 もしくは 10 万円/10a【一括】

※支援金は耕作者に振り込まれます。

※土地所有者から農地を借りている場合は、所有者の合意が必要不可欠です。